お客さまへ

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

外貨普通預金「自動積立プラン」は、この規定書の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたく ご案内申し上げます。

なお、外貨普通預金は預金保険の対象外です。

外貨普通預金「自動積立プラン」規定

1. 外貨普通預金「自動積立プラン」

- (1) 外貨普通預金「自動積立プラン」(以下「自動積立プラン」といいます。) のご利用にあたっては、あらかじめ 当行所定の手続により、振替日、振替金額(円貨額)等を届出るものとします。なお、引落指定口座は、別に 提出する「外国為替取引にかかる預金口座振替および入金口座指定依頼書」または「預金口座振替依頼書」 により指定された同一名義人の円貨普通預金口座または当座預金口座(以下「引落口座」) とします。
- (2) 当行は指定された振替日に指定された振替内容による振替金額を引落口座から引落のうえ、その金額を当行所定の相場で換算した外貨額をもって、指定の外貨普通預金口座に入金します。

2. 自動振替

- (1) 振替金額は、あらかじめ円貨額でご指定いただきます。1 千円以上 1,000 万円未満(1 千円単位)でご指定ください。なお、自動積立プランご利用による引落しと他商品・他サービスでの自動振替による引落しが同日に行われる場合、そのいずれを先に引落すかは当行の任意とします。
- (2) 前記(1) の場合、引落口座からの引落しについては、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳 および払戻請求書の提出または小切手の振出は必要ありません。
- (3) 振替日当日が銀行休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。ただし、翌営業日が翌月となる場合は、前営業日に振替を行います。
- (4) 当行所定の引落し処理時に、引落口座の残高(残高については、受入れた証券類で決済確認前のものを差し引いた支払可能残高。総合口座の当座貸越限度額を含む)が振替金額に満たない場合は、通知することなくその月の振替を行いません。また、振替日当日の入金であっても、当行所定の引落し処理後に入金となった場合、または引落口座が取引制限により引落し処理ができない場合は、同様にその月の振替を行いません。

3. 外貨普通預金□座への入金

振替日における外貨普通預金への入金外貨額は、前記第2条第1項に定める振替金額を当行所定の外国為替相場を 使用し算出します。この際預入通貨の補助通貨単位未満は当行所定の方法で取扱います。

4. 取引内容の変更

振替日、振替金額等の取引内容を変更する場合は、当行所定の方法により振替日の 2 営業日前までにお届出のうえ 当行所定の手続をお取り下さい。

5. 反社会的勢力との取引拒絶

この自動積立プランは、第6条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの自動積立プランの受け入れをお断りするものとします。

6. 解約等

- (1) この自動積立プランは、特にお申出のない限り同一条件で自動振替を継続します。
- (2) お客さまの引落口座が解約された場合、または指定の外貨普通預金口座が解約された場合は、当行はいつでもこの自動積立プランの契約は終了したものとして取扱います。
- (3) この自動積立プラン契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は、振替日の2営業日前までに当行所定の方法で行うものとします。

515.357.00

- (4) 次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行は契約終了の通知をする ことによりこの自動積立プランの契約を終了することができるものとします。
 - ①自動積立プラン申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (6) 自動積立プランは金融情勢の変化・取扱通貨国の諸事情等により自動振替を中止する場合があります。
- 7. 取引明細書の交付間隔

この自動積立プランの取引明細は、ステートメント式外貨預金規定にかかわらず、外貨普通預金「自動積立プラン」 申込書に記載された交付間隔にもとづき交付します。

8. 規定の変更等

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- 9. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、引落口座にかかる各種規定ならびに外貨普通預金規定(通帳扱の場合) またはステートメント式外貨預金規定(ステートメント式の場合)により取扱います。

以上